

令和4年 第6回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 6階 会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (1件)
議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (2件)
議案第72号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第6回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
8番○○委員、9番○○委員兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第70号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積160㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 20,623㎡

売買 坪単価 5,000円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は、相続で申請地を取得しましたが、町外に住んでおり、今後農業をすることがないため、今回の譲渡となりました。譲受人は、農業に従事しており耕作を行うことに関して問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続きまして、議案第71号農地法第5第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号1番
土地の表示 ○○、田、面積821㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 診療所（歯科診療所）
農地区分 2種農地
所有権移転
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は歯科医師で元々松山市の出身です。松前町近辺で診療所を開設できる場所を探しており、申請地を選ばれました。排水については、合併槽を作り、北側の水路に排水するというので、地元区長の同意ももらえているため、問題ありません。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、受付番号2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 498 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

農地区分 甲種農地

30年間の使用貸借権の設定

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、譲渡人の息子に当たります。親子3世代で並んで生活したいということです。申請地の近くは住宅が密集している地域であるため、排水に関しても問題ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続きまして、議案第 72 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局
設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 2年11か月
利用権の設定を行う者 2人
利用権の設定を受ける者 2人
利用権を設定する面積 1,486 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 7,500 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年11か月
利用権の設定を行う者 3人
利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 6,514 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,666 円

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年11か月
利用権の設定を行う者 1人
利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 1,276 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年11か月
利用権の設定を行う者 1人

利用権の設定を受ける者 1人
利用権を設定する面積 1,531 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第72号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。